

Q10.副作用救済給付の請求はどのようにするのですか。

A.副作用救済給付の請求は、健康被害を受けた本人(死亡した場合はその遺族のうち最優先順位の者)が請求書に診断書などの必要な書類を添えて機構に直接行くことになっています。

医薬品の副作用による健康被害者の救済には、発現した症状及び経過とその原因とみられる医薬品との因果関係等の証明が必要です。そのため、医師の診断書、投薬証明書を機構に提出して頂くことが必要になりますので、診断書等の作成について担当医師にお願いして下さい。副作用の治療を行った病院が2ヶ所以上の場合、それぞれの病院の担当医師に診断書等を作成して頂くことが必要です。

また、診断書は、副作用救済給付の種類及び発生した副作用の症状により様式が異なっており、それぞれの種類、症状に応じたものが必要となります。

なお、請求書、診断書などの用紙は機構に備えており、患者や家族からの申し出に応じて無料でお送りいたします。具体的な請求方法等については、「[医療費等の請求手続き](#)」もご覧下さい。

Q11.副作用救済給付の支給の可否等は、どのようにして決定されるのですか。

A.医薬品の副作用による健康被害者またはその家族から機構に提出された請求書等をもとに、その健康被害が医薬品の副作用によるものかどうか、医薬品が正しく使用されたかどうかなどの医学的、薬学的判断について、機構から厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会(副作用・感染等被害判定部会)で審議され、厚生労働大臣の判定結果をもとに機構において副作用救済給付の支給の可否を決定します。

なお、請求者には、機構からその結果を文書で通知します。

Q12.副作用救済給付に必要な費用はどのようになっていますか。

A.副作用救済給付業務に必要な費用は、副作用救済給付の支給に要する費用などの事業費及び副作用救済給付業務運営に必要な事務費の一切を含むもので、法律により医薬品の製造販売業者から、各年度、機構に納付される拠出金が充てられるほか、事務費の二分の一相当額は、国庫補助されています。

Q13.大衆薬により副作用が生じた場合はどのようにすればよいのですか。

A.薬局等で購入した医薬品により副作用が発生した場合、その副作用による健康被害が本制度の救済の対象になる(入院を必要とする程度以上)と思われた時には、その副作用の治療を行った病院の担当医師によく相談し、診断書等の作成についてお願いして下さい。

なお、副作用救済給付の請求をする上で必要な書類として、医薬品名、販売年月日等を記載した販売証明書を購入先の薬局等で書いていただくことになります。

Q14.救済制度の給付と他の社会保障諸給付との併給調整は、どのようになっているのですか。

A.救済制度による給付は、他の社会保障諸給付とは性格が異なり、見舞金的色彩をもった独特の給付であり、原則として併給調整は行っていません。

ただし、医療費については、実費補償的な給付ですので、各種の医療保険適用後の自己負担額を副作用救済給付の対象とする医療保険優先の併給調整を行っています。

副作用救済給付制度についてのお問合せ先

電話: ☎0120-149-931(フリーダイヤル)

携帯電話や公衆電話からはご利用になれませんので、従来の窓口 03-3506-9411 をご利用ください。(この場合、通話料はご相談者の方のご負担となります。)

